

児童扶養手当と関連する他施策の費用負担

民間保育所・母子生活支援施設の運営費	国1/2	都道府県1/4	市町村1/4
		指定都市、中核市1/2	
放課後児童クラブ	国1/3	都道府県1/3	市町村1/3
		指定都市、中核市2/3	
ファミリーサポートセンター事業（※）	国1/2	市町村1/2	
子育て短期支援事業（※） (ショートステイ、トワイライトステイ)	国1/2	都道府県1/4	市町村1/4
		指定都市、中核市1/2	
日常生活支援事業	国1/2	都道府県1/4	市町村1/4
		都道府県、指定都市、中核市1/2	
ひとり親家庭生活支援事業	国1/2	都道府県1/4	市町村1/4
		都道府県、指定都市、中核市1/2	
母子家庭等就業・自立支援センター事業	国1/2	都道府県、指定都市、中核市1/2	
公共職業訓練	国1/2	都道府県1/2	
母子家庭自立支援給付金	自立支援教育訓練給付金	国3/4	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村1/4
	母子家庭高等技能訓練促進費	国3/4	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村1/4
	常用雇用転換奨励金	国3/4	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村1/4
(参考)児童扶養手当の支給		国3/4	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村1/4

注:一部負担等を除いた費用負担割合

（※）17年度から市町村への交付金化

生活保護及び児童扶養手当の見直し案

【生活保護】

項目	考え方	権限委譲等	国庫負担等	財政負担変化 (注)
生活扶助（一時扶助以外）	<ul style="list-style-type: none"> 地域事情をより的確に反映させるため、扶助基準の設定権限を都道府県に委譲するとともに、役割・責任の拡大に伴い、財政負担を見直し 自立助長に関する保護の実施自治体の役割・責任を重視するとともに、他法他施策の国庫負担率と整合 	生活扶助基準の設定権限 国 → 都道府県	国 1/2 都道府県 1/4 保護の実施自治体 1/4	国 ▲2,090億円 市 ± 0億円 都道府県 +2,090億円
住宅扶助	家質の地域差等を的確に反映させるため、扶助基準の設定権限を保護の実施自治体に委譲するとともに、役割・責任の拡大等に伴い、財政負担を見直し	住宅扶助基準の設定権限 国 → 保護の実施自治体	保護の実施自治体の一 般財源化	国 ▲2,450億円 市 +2,330億円 都道府県 + 120億円
生活扶助の一時扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	住宅扶助と同様	住宅扶助と同様	住宅扶助と同様	国 ▲ 240億円 市 + 210億円 都道府県 + 30億円
医療扶助	医療提供体制等に関する都道府県の役割・責任や国民健康保険等との財政負担の整合にかんがみ、都道府県の負担を導入		国 1/2 都道府県 1/4 保護の実施自治体 1/4	国 ▲3,210億円 市 ± 0億円 都道府県 +3,210億円
介護扶助	医療扶助と同様		医療扶助と同様	国 ▲ 110億円 市 ± 0億円 都道府県 + 110億円

【児童扶養手当】

項目	考え方	権限委譲等	国庫負担等	財政負担変化 (注)
児童扶養手当	自立助長に関する手当の実施自治体の役割・責任を重視するとともに、他法他施策の国庫負担率と整合		国 1/2 手当の実施自治体 1/2	国 ▲1,080億円 市 + 890億円 都道府県 + 190億円

(注1) 平成17年度当初予算ベース。ただし、一時扶助の額及び市・都道府県の負担額の算定割合については、平成15年度実績ベース。

(注2) 財政負担変化は、満年度で計算。